

## 扶桑町地域公共交通会議事務局規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、扶桑町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項。

### (職員等)

第3条 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、扶桑町生活安全部地域協働課長をもって充てる。

3 事務局員は、扶桑町生活安全部地域協働課の職員をもって充てる。

### (専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、簡易な事項に関すること。

### (文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、扶桑町において定められている文書の取扱いの例による。

### (公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の管理、取扱い等については、扶桑町において定められている公印の取扱いの例による。

### (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

## 附 則

この規程は、承認の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

## 附 則

この規程は、承認の日から施行し、令和5年4月1日から適用する

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
扶桑町地域 公共交通会 議会長の印	議会長之印 扶桑町地域 公共交通会	てん書	18×18	会長名をも って発する 文書	1	事務局長